

オンラインセミナーのご案内

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」（同一労働同一賃金）が、令和3年4月から、中小企業に適用されます。

パワーハラスメントについては令和4年4月から、中小企業に義務化されます。

鳥取労働局ではこれら改正法の内容及び対応方法について、事業主及び担当者を対象としたオンラインセミナーを開催します。

A 同一労働同一賃金への対応について

定員は各回30名(先着順)

同一労働同一賃金ガイドラインの内容、ガイドラインに沿った対応への取り組み方法、最近の裁判例の内容、取組事例について、説明します。

① 3/10（水）13:30～14:45

② 3/16（火）10:30～11:45

B ハラスメント対策について

新たに措置義務となったパワーハラスメントを中心に、ハラスメントの内容、措置の講じ方等についてご説明します。

③ 3/10（水）10:30～11:30

④ 3/16（火）13:30～14:30

【申込方法】

申込期限：各セミナー開催日の3営業日前

申込方法：電子メール(tottori-kokin@au.com)に、(1)企業名、(2)連絡先電話番号、(3)受講希望番号(上記①～④)を入力の上、送信してください。メール返信にて、セミナー参加に必要なURL及びパスワード等をご連絡します。複数のコースの受講を希望される場合は、コース毎に申し込みください。

【オンラインセミナーについて】

- Web 会議システム「ZOOM」を使用します。ご利用にあたっては ZOOM アプリのインストール等、事前に準備いただく必要があります。
- 迷惑メール等の受信拒否等のため、メールを受信するドメインを指定されている方は、あらかじめ、当局のドメインを受信できるよう設定変更してください。
- セミナーの受講は無料ですが、通信費はセミナー参加者のご負担となります。タブレットや、スマートフォンの携帯回線経由の場合はデータ通信量が多くなる場合がありますのでご注意ください。

【お問合せ・申し込み先】

鳥取労働局 雇用環境・均等室（〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9）

電話：0857-29-1709 FAX：0857-29-4142

電子メール：tottori-kokin@au.com